

国立大学法人大阪大学教職員研修規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学教職員就業規則第35条及び国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則第31条の規定に基づき、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員(以下「教職員」という。)の研修に関する事項を定めることを目的とする。

(研修の目的)

第2条 研修は、教職員に対して、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識又は技能等を修得させ、その遂行に必要な教職員の能力及び資質等の向上を図ることを目的とする。

(大学の責務等)

第3条 大学は、教職員に対する研修の必要性を理解するとともに、研修計画を策定し、その研修計画に基づく研修を実施することにより、教職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

2 大学は、前項の研修計画を策定し、研修を実施するに当たって、教職員の自己啓発に向けた意欲を高めるよう努めるものとする。

3 大学は、必要と認めるときは、他の機関と共同して又は外部の機関に委託して研修を行うことができるものとする。

(教職員の責務)

第4条 研修を受ける教職員は、研修を効果的に実施するため、当該研修の実施に当たる機関が定める規則その他の規程に従わなければならない。

(勤務を通じた研修)

第5条 大学は、教職員の監督者をして、教職員に対し日常の勤務を通じて必要な研修を行わせるものとする。

2 大学は、教職員の勤務を通じた研修が適切に行われることを確保するため、教職員の監督者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(研修期間中の労働時間)

第6条 教職員が勤務場所を離れて研修を行う場合には、当該研修に必要な時間勤務したものとみなす。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。